二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
宮城県	49,600
（略）	（略）

三　（略）

第四～第九　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
宮城県	41,600
（略）	（略）

三　（略）

第四～第九　（略）

○国土交通省告示第四百四十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月四日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年六月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

道路の区域	路線名	区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
近畿自動車道	尾鷲多気線	後　三重県大紀町大字阿曽字滝辺まで	前　三重県大紀町大字阿曽字滝辺三一九九番三から同県度会郡大紀町大字阿曽字滝辺まで	最小 一一	最大 一七五	（メートル）六三七四

○国土交通省告示第四百四十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月四日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年六月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

道路の区域	路線名	区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
東海自動車道	第一東海自動車道	後　井岡市場崎一市八東二番二まで	前　井岡市場崎一市八東二番二まで神田五九番五から同市西阿知和町字東築	最小 二四六九	最大 二五六五	（メートル）三九六

○国土交通省告示第四百四十一号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和七年六月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
			令和
ＪＤ5477	144834	鳥羽丸	7. 3. 3
ＪＤ5504	144876	星明丸	7. 3. 4
ＪＤ5450	144795	みやこ	7. 3. 5
7ＫＲＲ	144857	ＯＮＥ　ＨＯＮＯＬＵＬＵ	7. 3. 5
ＪＤ5499	144869	ＪＣＡＴ　ひびきⅡ	7. 3.10
ＪＤ5518	144896	第一紀勢丸	7. 3.11
ＪＤ5496	144864	寛榮	7. 3.12
ＪＤ5503	144874	第十五大伸丸	7. 3.12
ＪＤ5506	144803	福昌丸	7. 3.13
ＪＤ5479	144836	みどり	7. 3.14
ＪＤ5472	144826	第三十五伸興丸	7. 3.17
ＪＤ5527	144907	ははたき	7. 3.17
ＪＤ5501	144872	まいしま	7. 3.18
ＪＤ5542	144931	Ｍ55	7. 3.18
ＪＤ5448	144792	第五十八天王丸	7. 3.21
ＪＤ5473	144828	新栄丸	7. 3.25
ＪＤ5508	144881	大福丸	7. 3.25
ＪＤ5514	144892	大徳丸	7. 3.25
7ＫＱＲ	144785	ＯＣＥＡＮＵＳ　ＨＩＧＨＷＡＹ	7. 3.26
ＪＤ5537	144924	第十六旭丸	7. 3.31
ＪＤ5519	144898	第十五英裕丸	7. 4. 1
ＪＤ5497	144866	しまんと	7. 4. 4
7ＫＲＹ	144884	ＴＲＩＵＭＰＨ　ＡＣＥ	7. 4. 4
ＪＤ5498	144867	鶴伸丸	7. 4. 7
7ＫＲＩ	144832	ＲＵＲＩ　ＯＣＥＡＮ	7. 4.10
7ＫＲＺ	144885	ＯＮＥ　ＭＡＧＮＩＦＩＣＥＮＣＥ	7. 4.11
ＪＤ5492	144937	富栄丸	7. 4.16
ＪＤ5536	144921	あさま	7. 4.17
ＪＤ5511	144887	ＪＦＥ黄隆	7. 4.18
7ＫＳＨ	144908	ＤＹＮＡ　ＣＲＡＮＥ	7. 4.18
7ＫＳＧ	144865	ＦＲＯＮＴＩＥＲ　ＡＣＥ	7. 4.21
ＪＤ5522	144902	第二新佑丸	7. 4.21
ＪＤ5520	144900	第六誠徳	7. 4.23
7ＫＲＮ	144849	ＴＲＩＴＯＮ　ＨＩＧＨＷＡＹ	7. 4.24
7ＫＳＥ	144899	第八十八合栄丸	7. 4.30
ＪＤ5525	144905	碧斗	7. 4.30

○国土交通省告示第四百四十二号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和七年六月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
			令和
ＪＧ4848	130280	第二十二共栄丸	7. 3. 5
ＪＧ5663	137093	第二御嶽丸	7. 3.14
ＪＰＲＴ	132174	第十八千代丸	7. 3.17
ＪＧ5518	135899	なつかぜ	7. 3.19
ＪＭ6605	136824	海輝	7. 3.19
ＪＪ4046	135994	第二十一光邦丸	7. 3.21
ＪＬ6528	135567	ひゅうが	7. 3.21
ＪＪ3825	132330	第七運栄丸	7. 3.31
ＪＨ3220	131597	第八光成丸	7. 4. 2
ＪＧ5499	135870	新土佐丸	7. 4. 3
ＪＫ5321	134066	第七いく丸	7. 4. 3
7ＪＴＮ	142328	ＧＲＡＮＤＥ　ＩＶＩＥＲＥ　Ｒ	7. 4. 4
ＪＬ6460	135531	第三長久丸	7. 4. 7
7ＬＧＨ	127153	第五十八富丸	7. 4. 9
ＪＪ3789	132288	第八日興丸	7. 4. 9
ＪＫ5525	135311	晶福丸	7. 4.11
ＪＬ5702	132168	黄隆丸	7. 4.14
ＪＤ2435	140559	ありた丸	7. 4.18
ＪＤ2090	140145	第十近雄丸	7. 4.22
ＪＭ6034	132587	新栄丸	7. 4.23
ＪＭ5972	131361	第七八起丸	7. 4.24
ＪＤ2116	140175	しょううりゅう	7. 4.28
ＪＭ5710	130356	たいよう	7. 4.28
7ＫＭＤ	144303	ＨＯＫＵＥＴＳＵ　ＩＢＩＳ	7. 4.30
ＪＧ5463	135824	いけかぜ	7. 4.30
ＪＬ6689	137020	第十五光新丸	7. 4.30

○国土交通省告示第四百四十四号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

令和七年六月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
	平成		
Ａ07141015	18. 6.14	133244	第十二青峰山丸
	令和		
Ａ191311066	1. 5.16	142795	蓮
Ａ241711020	6. 3.25	143494	ＤＩＡＮＡ　ＭＡＲＩＮＥ